



発行  
東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定……………  
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…  
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区  
域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

告示

●東京都告示第千三百三十九号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年八月三日

東京都知事 小池 百合子

指定に係る道路の種類  
指定年月日  
指定に係る道路の位置  
指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和四年六月二十七日 三宅島三宅村 延長  
第一項第五号 月二十七日 伊豆六百三十 一七五・三〇

の規定による  
道路  
六番一、六百 幅員  
三十七番及び 四・〇〇  
六百三十八番  
の各一部

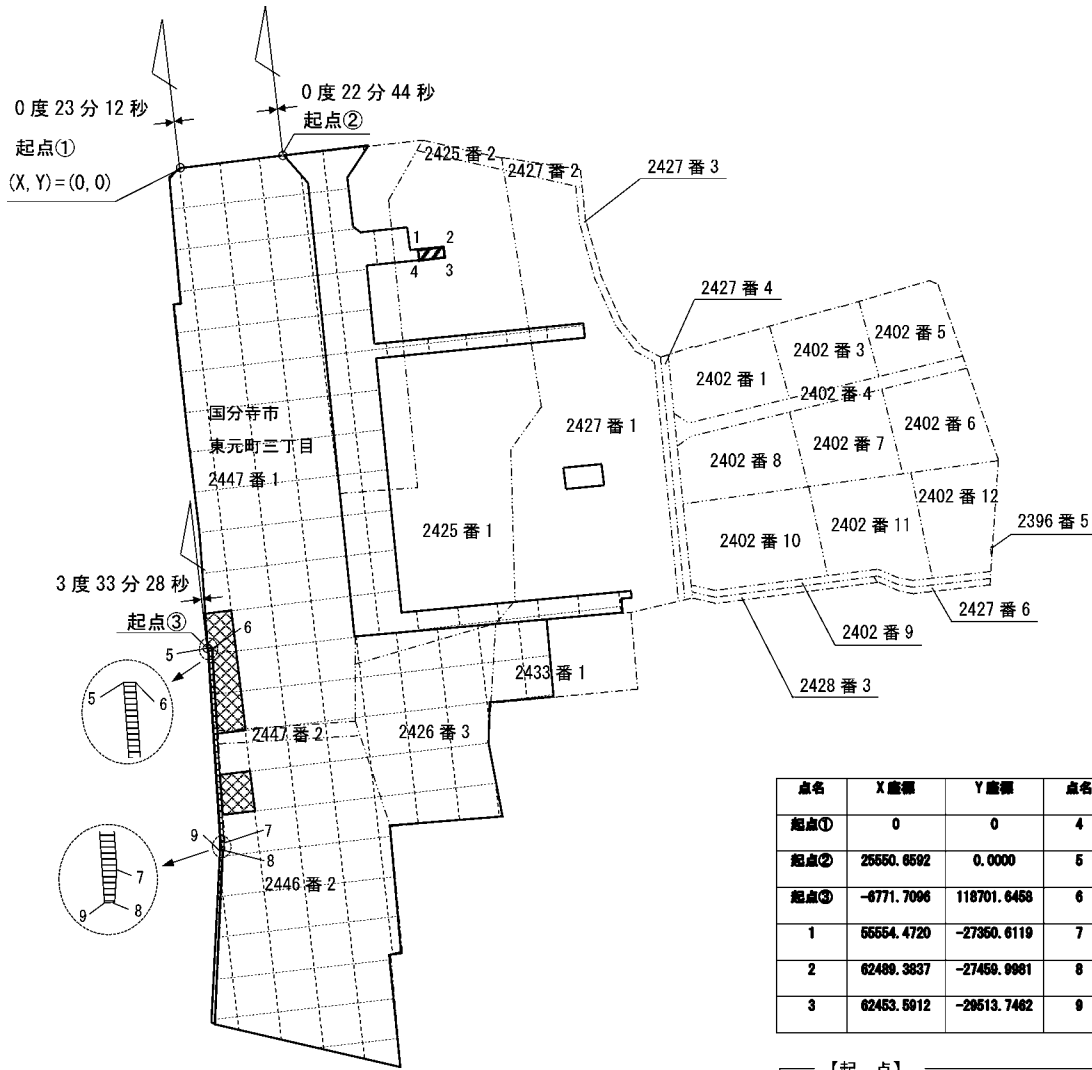
●東京都告示第千四百十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年八月三日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（国分寺市東元町三丁目地内）  
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点①	0	0	4	55554.7563	-29389.6186
起点②	25550.6592	0.0000	5	-6771.7096	118701.6458
起点③	-6771.7096	118701.6458	6	-6131.4789	118731.7301
1	55554.4720	-27350.6119	7	-6757.2399	166902.4354
2	62489.3837	-27459.9981	8	-9042.9330	168648.9796
3	62453.5912	-29513.7462	9	-9523.5735	168622.4584

【起点】

起点①は、座標値(X= 0, Y= 0)とする。

起点②は、座標値(X= 25550.6592, Y= 0.0000)とする。

起点③は、座標値(X= -6771.7096, Y= 118701.6458)とする。

※座標値は、国分寺市東元町三丁目 2447 番 1 の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点①を通る格子の回転角度(0度23分12秒)

起点②を通る格子の回転角度(0度22分44秒)

起点③を通る格子の回転角度(3度33分28秒)

【凡例】

- 単位区画
- 調査範囲
- 敷地境界
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第965号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第942号により指定した区域)

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

